

1 計画策定の趣旨

教育基本法の改正により、地方公共団体における地域の実情に応じた教育振興のための基本的な計画の策定を求められました。そこで、本市の今後の教育行政の指針となる基本理念や基本目標を明確にし、具体的な教育施策を計画的に推進するために「豊川市教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

○本市の最上位計画である第5次豊川市総合計画の教育分野における部門別計画です。
○本市教育の全般についてのビジョンを示すとともに、教育振興のための具体的な施策を総合的、体系的に位置づけます。

3 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

4 計画の構成

第1章「計画の策定にあたって」……………計画策定の背景と趣旨、位置づけ、期間
第2章「豊川市が目指すこれからの教育」……基本理念、基本目標
第3章「家庭・地域・学校・行政の基本的役割」
第4章「教育推進のための施策の展開」
第5章「計画の推進にあたって」……………計画の進行管理、体系図など

5 計画の進行管理

関係機関との連携・協働を深め、新たな教育課題が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じた計画の見直しを行い、PDCA（計画→実行→点検・評価→処置・改善）のマネジメントサイクルにより、計画に基づいた事業の推進に努めます。



豊川市教育委員会

〒441-0292 豊川市赤坂町松本250番地
TEL.0533-88-8032 FAX.0533-88-8038
E-mail: kyoikushomu@city.toyokawa.lg.jp



概要版

豊川市教育振興基本計画

基本理念

ともに学び 生きる力を育み
未来を拓く豊川の人づくり

変化の激しい時代を生き抜くためには、学校教育のみならず生涯にわたるスポーツ・文化活動や地域活動において、あらゆる人々が「ともに学び」支え合い、心身ともに健やかで、豊かな人間性や社会性を基盤とする「生きる力」を身につけることが大切です。教育の様々な過程で、未来への生きる喜びを感じ、明るい「未来(社会)」(切り拓いていくことのできる人づくり)を本計画の基本理念とします。

基本目標

①豊かな心を育む 教育を実現します



子どもたち一人ひとりが、社会のルールを守り、互いの人権を尊重し合い、地域の歴史や文化を大切に思うふるさとを愛する心を育成する教育を推進します。また、読書活動の充実を図ったり、遊びや学びを通して家庭教育を支援したりすることで、豊かな人間性と社会性の育成に取り組みます。

②社会の変化に応える 確かな学力を育成します

教育の充実・発展には、高度な専門性と子どもへの深い愛情、教育への情熱、さらには高い使命感を備えた優れた教師が必要があります。全ての教職員に体系化された研修を行い、個々の指導力、対応力を向上させ、児童生徒の個性を生かした教育を推進し、社会の変化に応える確かな学力を育成します。

③魅力ある教育 環境を整備します

子どもたちが、健全に成長していく場は、学校・家庭・地域など、それぞれの中にあり、それぞれの場で、最高の教育環境を提供する必要があります。学校や家庭、地域全体で、子どもを見守り育てる安全部で魅力的な教育環境づくりに努めます。

①豊かな人生を 自らが築く学習 社会を確立します

市民の学習意欲を喚起しつつ、関係機関との連携を図ながら、文化やスポーツに至るあらゆる分野で、生涯にわたり豊かな人生を送るために、幼少期から継続的に様々なレベルにおいて学べる「学習社会」を確立します。

■豊川市教育振興基本計画の体系図

